

「未来投資会議の開催について」
 (日本経済再生本部決定) 新旧対照表 (案)

(下線部は修正箇所)

改正案	現行
<p>未来投資会議の開催について</p> <p>1. 日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るとともに、<u>令和2年7月から当面の間、新型コロナウイルス感染症の時代、さらにはその先の未来の新たな社会像、国家像を構想するため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議</u> (以下「会議」という。)を開催する。会議は、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)における「第4次産業革命官民会議」の役割も果たす。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 会議の庶務は、<u>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び経済産業省</u>等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。</p> <p>4. (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>未来投資会議の開催について</p> <p>1. 日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るため、<u>産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議</u> (以下「会議」という。)を開催する。会議は、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)における「第4次産業革命官民会議」の役割も果たす。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 会議の庶務は、<u>経済産業省等</u>関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。</p> <p>4. (略)</p> <p>附則 (略)</p>